

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6
☎561-1191(代表) ☎541-9104

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)
電話 661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。
電子メール (以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.lg.jp/mobile/main/page/0000180068.html>

● 相談(無料) ●

弁護士による京都市民法律相談

法律的な相談事について、お一人につき20分以内で弁護士が相談に応じます。

日時 毎週水曜日(祝日を除く)

午後1時15分～3時45分

受付 午後1時～3時20分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

定員 7名(先着順)

行政相談委員による行政相談

国の行政に関する相談や意見・要望について行政相談委員が相談に応じます。

日時 7月7日(木)

午後1時30分～3時30分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

問合せ 地域力推進室(☎561-9114)

● 保険年金 ●

平成28年度国民健康保険料の納入通知書を6月中旬にお送りします

現在、保険料を納付書で納めていただいている世帯には、保険料納入通知書に口座振替の申込書を添付していますので、便利な口座振替をぜひご利用ください。

特別徴収(年金からの引落とし)による納付の方で、口座振替への変更を希望される場合は、金融機関に口座振替をお申し込みのうえ、保険年金課に特別徴収停止の申し出をしてください。
※失業など保険料の納付が困難な事情があるときは、減額が適用される場合もありますので、7月末までにご相談ください。それ以降の申請の場合、減額できる額が少なくなりますのでご注意ください。

新しい後期高齢者医療保険証をお送りします

7月末までに新しい保険証をお送りします。

なお、古い保険証(有効期限が平成28年7月31日までのもの)は、8月1日から使用できません。8月1日以降に新しい保険証を提示せずに受診した場合は、いったん、医療機関などの窓口で医療費の全額をお支払いいただかなければならないことがあります。

問合せ 保険年金課資格担当(☎561-9197)

国民年金保険料免除制度について

国民年金保険料免除制度は、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、申請し承認されることにより、保険料の全額、半額、4分の3または4分の1の納付が免除される制度です。平成26年4月からは、申請時点の2年1カ月前までさかのぼって免除をうけることができるようになりました。

また、若年者納付猶予制度は、学生でない30歳未満の方で、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、申請し承認されることにより、納付が猶予される制度です。

審査基準 免除制度については申請者、配偶者、世帯主の前年所得をもとに、若年者納付猶予制度については、申請者、配偶者の前年所得をもとに承認できるかどうか決定されます。

失業や火災等の災害にあったため保険料の納付が困難になった場合、所得に関わらず免除や納付猶予が承認される場合があります。

平成27年度(平成27年7月から平成28年6月)に免除承認された方で継続申請の手続きをされた方は申請書の提出は不要です。

ただし、失業等を理由に承認された方は、申請書の提出が必要です。

※平成28年7月からは、学生でない50歳未満の

方までを対象とする「納付猶予制度」が始まります。対象年齢以外は現在の若年者納付猶予制度と変更はありません。

問合せ 保険年金課保険給付・年金担当(☎561-9199)

● 福祉 ●

夏季特別生活相談及び特別生活資金貸付

病気や不測の事故などのため、一時的にお盆の生活にお困りの世帯に対して生活相談を行うとともに、必要と認められる世帯に貸付けを次のとおり行います。

生活相談 平成28年7月12日(火)～15日(金) 午前9時～11時30分・午後1時～3時

貸付日 平成28年7月27日(水)

貸付内容 世帯員1人あたり3万円を目安とし、1世帯15万円が限度。担保・保証人不要。無利子。2年以内(1～3カ月の据置期間を含む)の均等月賦で返済。

※①臨時収入がある、②ほかの共済制度などで貸付けを受けられる、③生活保護を受けている、④以前に夏季か歳末でこの資金の貸付けを受け、償還が完了していない(ただし、相談時に80%以上を償還し、貸付日までに全額返済した世帯は除く)、⑤償還能力に欠ける、または、⑥京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び第5号に規定する暴力団密接関係者の属する世帯などの場合は貸付不可。

必要なもの 印鑑、健康保険証(世帯員全員分)など住所と家族構成を明らかにできるもの

問合せ 福祉介護課福祉担当(☎561-9182)

● 税 ●

市民税臨時窓口を開設

平成28年度の市・府民税が課税される方に、納税通知書を6月10日付けで発送しています。対象は納付書又は口座振替、公的年金からの引き落としで市・府民税を納めていただく方が対象です。

また、6月30日(木)まで区役所に市民税臨時窓口を開設しますので、課税内容についてご不明な点がありましたらお問い合わせください。その際には納税通知書をお持ちください。電話でのお問い合わせ先は市税事務所になります。

なお、給与から差し引かれて納めていただく方には勤務先を通じて「市・府民税特別徴収税額の決定通知書」を送付しています。

問合せ 市税事務所市民税第四担当(☎746-5863)

東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455

開館：午前9時30分～午後5時

(平日の月・木曜日は午後7時まで)

休館：毎週火曜日

おたのしみ会

日時 6月25日(土)午前11時～

内容 日吉ヶ丘高校生による英語絵本の読み聞かせ

7月のテーマ図書の展示と貸出

期間 7月1日(金)～7月31日(日)

「祇園祭」(一般書・児童書)

「こわい」(絵本)

赤ちゃんのおたのしみ会

日時 7月14日(木)午前11時～

内容 赤ちゃん絵本の読み聞かせなど

東山青少年活動センター

東山区総合庁舎2階 ☎541-0619

開館：午前10時～午後9時

(日曜日、祝日は午後6時まで)

休館：毎週水曜日

「東山ロビーギャラリー」出展者募集!

東山青少年活動センターのロビーを利用して、最長1カ月の展示が出来る場所と備品を提供しています。絵画・陶芸・写真・詩など、さまざまな形で自分を表現できる空間としてご利用ください。

日時 平成29年3月31日まで

募集期間 随時受付

場所 京都市東山青少年活動センター

料金 無料

対象 京都市に在住または通勤・通学先のある13歳～30歳の方

申込方法 担当者と面談のうえ、申請書を提出

その他 応募多数の場合は抽選



カレンダー 6/20～7/19

6月	行事名	掲載面
20 月		
21 火		
22 水	相談 弁護士による京都市民法律相談	4面
23 木		
24 金		
25 土	図書館 おたのしみ会	4面
26 日		
27 月		
28 火		
29 水	相談 弁護士による京都市民法律相談	4面
30 木		
7月	行事名	掲載面
1 金	図書館 7月のテーマ図書の展示と貸出(～31日)	4面
2 土		
3 日		
4 月		
5 火		
6 水	相談 弁護士による京都市民法律相談	4面
7 木	相談 行政相談委員による行政相談	4面
8 金		
9 土		
10 日		
11 月		
12 火	夏の文化財防火運動(～18日)	3面
	福祉 夏季特別生活相談(～15日)	4面
13 水	相談 弁護士による京都市民法律相談	4面
14 木	図書館 赤ちゃんのおたのしみ会	4面
15 金	ふれあい会	3面
16 土		
17 日		
18 月曜		
19 火		

時間、会場、問合せなどは、掲載記事をご覧ください